対象被災者	対象期限
［略］	
令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された市区町村の区域に住居を有する被災者	令和二年四月三十日
令和二年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	令和二年十二月三十一日

［２　略］

対象被災者	対象期限
［同上］	
令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された市区町村の区域に住居を有する被災者	令和二年四月三十日

［２　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十一号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の規定を実施するため、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月十日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（令和二年七月豪雨に起因して生じた事態に対応するための特例）

第十五条　令和二年七月豪雨に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住所若しくは居所又は主たる事務所を有する顧客又は代表者等であつて、第八条に規定する方法による本人確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、第八条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、銀行等は、当該顧客又は代表者等について、同条に規定する方法による本人確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人確認を行うものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。